

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定 (※) (環境保全課取扱い) 1  
○鹿屋飛行場周辺及び鹿児島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定 (※) (環境保全課取扱い) 1  
○鹿児島県保健医療計画の変更 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 規 則
- 鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 2  
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則 (※) (交通企画課取扱い) 2  
○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第400号

鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号。以下「条例」という。）第47条の2第2項の規定により、条例の規定の適用を除外する区域、事項及び期日を次のとおり定め、平成25年4月1日から施行する。

なお、昭和49年12月25日鹿児島県告示第1452号（鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 項	区 域	期 日
工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制に関する事項	薩摩川内市の全域	平成25年4月1日
騒音規制指定地域内の工場及び事業場における事業活動に伴って発生する騒音の規制に関する事項（条例第47条の2第1項に規定する施設に係るものを除く。）	薩摩川内市の全域	平成25年4月1日
拡声器を使用する放送に係る騒音の規制に関する事項	薩摩川内市の全域	平成25年4月1日

## 鹿児島県告示第401号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）の第1の1に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成17年10月28日鹿児島県告示第1658号（鹿児島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定）及び平成17年12月26日鹿児島県告示第1929号（鹿屋飛行場周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

地域の類型	当てはめる地域
I	鹿屋市及び霧島市の区域（別紙図面に示す区域に限る。以下同じ。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
II	鹿屋市及び霧島市の区域のうち、類型Iを当てはめる地域以外の地域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域又は空港敷地若しくは飛行場敷地である地域を除く。）

（別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第402号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、鹿児島県保健医療計画（平成20年4月1日鹿児島県告示第587号をもって公示）の全部を別冊のとおり変更し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課、各地域振興局保健福祉環境部健康企画課、地域振興局保健福祉環境部の各支所、各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公安委員会規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

### 鹿児島県公安委員会規則第6号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「367人」を「369人」に改め、同条第2号中「50人」を「51人」に改め、同条第3号中「12人」を「9人」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

.....

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

### 鹿児島県公安委員会規則第7号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。

以下「法」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行った行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象とする行政処分）

第2条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し

- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示
  - (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
  - (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公表しないものとする。
- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による国土交通大臣との協議について同意が得られない場合又は法第23条第2項の規定による国土交通大臣からの要請に際し、国土交通大臣から当該公表対象処分 of 公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
  - (2) 公安委員会において、当該公表対象処分の公表が適切でないと認められる特段の事情があると判断した場合  
(公表の内容)
- 第3条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者（以下「被処分者」という。）に係る次に掲げる事項とする。
- (1) 法第5条第2項に規定する認定証番号
  - (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
  - (3) 主たる営業所が所在する市（区）町村
  - (4) 処分年月日
  - (5) 処分内容
  - (6) 処分理由
  - (7) 根拠法令
  - (8) 処分を行った公安委員会  
(公表の方法)
- 第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分簿（別記様式。以下「行政処分簿」という。）を作成し、鹿児島県警察情報センターへの備付け及び鹿児島県警察のホームページへの行政処分簿の掲載により公表を行うものとする。  
(公表の期間)
- 第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。  
(事務担当課)
- 第6条 この規則の運用に関する事務は、鹿児島県警察本部交通部交通企画課において行うものとする。  
附 則  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式 (第 4 条関係)

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する 市町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処 分 を 行 っ た 公 安 委 員 会	公 安 委 員 会	

備考 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する (例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 一般国道269号の項の次に次のように加える。

主要地方道鹿児島吉田線	鹿児島市宮之浦町3180番 1 から1502番11まで
-------------	-----------------------------

別表第 4 主要地方道指宿鹿児島インター線の項の次に次のように加える。

主要地方道鹿児島蒲生線	鹿児島市宮之浦町1502番11から同市西佐多町52番まで
-------------	------------------------------

別表第 4 主要地方道枕崎港線の項の次に次のように加える。

主要地方道麓重富停車場線	鹿児島市西佐多町52番から始良市大字平松字前田1130番まで
--------------	--------------------------------

別表第 4 中

臨港道路	志布志市志布志町志布志3275－ 2 から3222－ 1 まで	を
臨港道路	志布志市志布志町志布志6617－ 159から同市志布志町帖6617まで	
臨港道路	志布志市志布志町帖6617から同市志布志町志布志3294－ 7 まで	

臨港道路 1 号線	志布志市志布志町帖6617番190地先から同市志布志町志布志3304番 1 地先まで	に 改 め
臨港道路 2 号線	志布志市志布志町帖6617番地先から6617番190地先まで	
臨港道路 3 号線	志布志市志布志町志布志3222番 1 地先から3310番地先まで	
臨港道路 6 号線	志布志市志布志町志布志3231番 1 から同市志布志町帖6617番152まで	
臨港道路 8 号線	志布志市志布志町志布志3294番 3 地先から3294番 1 地先まで	
臨港道路 9 号線	志布志市志布志町志布志3296番地先から3313番地先まで	
臨港道路10号線	志布志市志布志町志布志3304番 1 地先から3310番地先まで	
臨港道路11号線	志布志市志布志町安楽461番 1 から201番28まで	
臨港道路新若浜 1 号線	志布志市志布志町安楽296番 1	
臨港道路新若浜 2 号線	志布志市志布志町志布志3322番から同市志布志町安楽296番 1 まで	

る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。